

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

安芸市長 横山 幾夫

市町村名 (市町村コード)	安芸市 (39203)
地域名 (地域内農業集落名)	江川・内原野地区 (横山、折坂、西ノ沢、堂ノ尾)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月27日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

市域北西部の山裾に位置し、市内を南流する安芸川、江川川沿いに農地が広がる当地区では、施設園芸を中心とした農業が行われているが、担い手となる農業者の高齢化が進んでおり、周辺では遊休農地の拡大が懸念されている。

中心経営体にも位置付けられている施設園芸ナスと水稻の複合経営による農業者が幅広く作業受託を行うなど、地域内の農地は一定維持・管理されているものの、大型機械が入ることができない狭小な農地の将来的な維持管理は困難であることから、分散する農地の集積・集約化を進めながら、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題となっている。

【地域の基礎的データ】(R6.2月現在)

認定農業者:個人1戸、団体(法人・集落営農組織等) 0経営体

認定新規就農者:個人5戸、団体(法人・集落営農組織等) 0経営体

主な作物:施設園芸ナス、水稻、ユズ、ショウガ等

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の主要品目である施設園芸ナスは、天敵やIPM技術導入など環境保全農業への取組が進んでおり、ハウスの自動管理化と環境制御技術の導入により作業の効率化を図るとともに、SAWACHIの活用によるデータ駆動型農業の取組を進め、収益性の高い農業経営を目指す。

水稻については、米価の低迷や生産資材の高騰により、稲作経営の継続が困難な状況となっていることから、農地中間管理事業を活用し、認定農業者や入作を希望する法人などの中心経営体に農地の集積・集約化を図っていく。

また、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	75 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	65 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
当地区の農地利用については、中心経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することで、高齢農家や兼業農家の所有する農地を中心に担い手農家への農地集積を進める。 また、次の耕作者がいない使用可能な中古ハウスがある場合は、安芸市農林課が相談窓口となり、地域の担い手等と協議のうえ、ハウスの有効活用を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を目指し、地域全体で農地中間管理機構の活用を検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域における担い手のニーズを踏まえ、競争力強化農地整備事業の導入により、中心経営体への農地集積を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連携して地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんすることで、相談から定着まで切れ目のない取組を展開する。 【新規就農者等の確保・育成】 地域内外から多様な経営体を募集し、担い手として育成していくため、市やJA、農業振興センター等によるサポート体制の下、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。また、地域の主要品目である施設園芸ナスの産地提案書の情報を充実させ、新規就農者の確保と育成を図る。合わせて、新規就農者に対して中古ハウスを優先的に提供できる仕組みづくりを検討し、地域の受入体制を充実させる。 【認定農業者の育成】 地域での担い手を育成するため、認定新規就農者や基本構想水準到達者の経営改善を支援し、認定農業者の育成を図る。 【集落営農の組織化】 多面的機能支払交付金に取り組む活動組織など集落の意向を踏まえ、集落営農の組織化を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐため、農作業の受委託を組織的に促進するための環境整備に取り組み、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。

②家畜堆肥の利用など有機、減農薬、減肥料の取組について検討を行う。

③省力化を進めるため、ドローン防除や自動草刈り機の導入を進め、共同利用ができる体制を整える。また、SAWACHIの導入を推進し、栽培・経営の最適化を図る。

⑤平野部の遊休農地を活用した果樹栽培への転換を検討するため、地域の意向把握に取り組む。

⑦遊休農地化の可能性がある農用地については、中山間地域直接支払交付金事業とも連携しつつ、適切な維持管理を実施する。